浜名湖ガーデンパーク専用水道水質検査項目一覧表

水質基準に関する省令（厚生労働省令第101号），水質基準検査法（厚生労働省告示第261号2003.7.22），水道法施行規則（厚生労働省令第45号）

	検査項目	基準値		備考	法律で定める検査回数	採取場所	検査回数の減	省略の可否		検査頻度（回／年）	頻度決定根拠	1ヶ月に1回 法的義務(省略不可)	3ヶ月に1回 法的義務(省略不可)	3ヶ月に1回 法的義務(省略条件外)	6～8月の藻類検査2項目 法的義務(省略不可)	検査項目 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	採取場所
－	色、濁り及び消毒の残留効果			GPで検査	1日に1回以上		不可	不可		1回／日	法的義務																
1	一般細菌	集落数が100個/ml以下		病原微生物	1ヶ月に1回以上	給水栓	不可	不可		12	法的義務	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	花の美術館西側トイレ内洗面所給水栓
2	大腸菌	検出されないこと								12	法的義務	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	カドミウム及びその化合物 ※5	カドミウムの量に関して、0.003mg/Ｌ以下	※	重金属	3ヶ月に1回以上	注1のとおり	注3のとおり	注4のとおり	○							○			○			○			○		
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/Ｌ以下	※						○							○			○			○			○		
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、 0.01mg/Ｌ以下	※						○							○			○			○			○		
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/Ｌ以下	※			給水栓		注5のとおり	●							○			○			○			○		
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/Ｌ以下	※			注1のとおり		注4のとおり	○							○			○			○			○		
8	六価クロム化合物 ※9	六価クロムの量に関して、0.02mg/Ｌ以下	※			給水栓		注5のとおり	●							○			○			○			○		
9	亜硝酸態窒素 ※7	0.04mg/Ｌ以下		無機物質			不可	不可		4	法的義務		○			○			○			○			○		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/Ｌ以下								4	法的義務		○			○			○			○			○		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/Ｌ以下	※			注1のとおり	注3のとおり			4	法的義務		○			○			○			○			○		
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/Ｌ以下	※					注4のとおり	○							○			○			○			○		
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/Ｌ以下	※						○1							○			○			○			○		
14	四塩化炭素	0.002mg/Ｌ以下	※	一般有機化学物質					△							○			○			○			○		
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/Ｌ以下	※						△							○			○			○			○		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン ※4	0.04mg/Ｌ以下	※						△							○			○			○			○		
17	ジクロロメタン	0.02mg/Ｌ以下	※						△							○			○			○			○		
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/Ｌ以下	※						△							○			○			○			○		
19	トリクロロエチレン ※6	0.01mg/Ｌ以下	※						△							○			○			○			○		
20	ベンゼン	0.01mg/Ｌ以下	※						△							○			○			○			○		
21	塩素酸	0.6mg/Ｌ以下		消毒副生成物		給水栓	不可	不可		4	法的義務		○			○			○			○			○		
22	クロロ酢酸	0.02mg/Ｌ以下								4	法的義務		○			○			○			○			○		
23	クロロホルム	0.06mg/Ｌ以下								4	法的義務		○			○			○			○			○		
24	ジクロロ酢酸 ※8	0.03mg/Ｌ以下								4	法的義務		○			○			○			○			○		
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/Ｌ以下								4	法的義務		○			○			○			○			○		
26	臭素酸	0.01mg/Ｌ以下						注4のとおり	○2							○			○			○			○		
27	総トリハロメタン	0.1mg/Ｌ以下								4	法的義務		○			○			○			○			○		
28	トリクロロ酢酸 ※8	0.03mg/Ｌ以下								4	法的義務		○			○			○			○			○		
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/Ｌ以下								4	法的義務		○			○			○			○			○		
30	ブロモホルム	0.09mg/Ｌ以下								4	法的義務		○			○			○			○			○		
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/Ｌ以下								4	法的義務		○			○			○			○			○		
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/Ｌ以下	※	重金属			注3のとおり	注5のとおり	●							○			○			○			○		
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、 0.2mg/Ｌ以下	※						●	4	法的義務(省略条件外)			○		○			○			○			○		
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、 0.3mg/Ｌ以下	※						●							○			○			○			○		
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、 1.0mg/Ｌ以下	※						●							○			○			○			○		
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/Ｌ以下	※			注1のとおり		注4のとおり	○							○			○			○			○		
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/Ｌ以下	※			給水栓			○							○			○			○			○		
38	塩化物イオン	200mg/Ｌ以下		無機物質	1ヶ月に1回以上		注2のとおり	不可		12	法的義務	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/Ｌ以下	※		3ヶ月に1回以上	注1のとおり	注3のとおり	注4のとおり	○	4	法的義務(省略条件外)			○		○			○			○			○		
40	蒸発残留物	500mg/Ｌ以下	※						○	4	法的義務(省略条件外)			○		○			○			○			○		
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/Ｌ以下	※						○							○			○			○			○		
42	ジェオスミン ※1	0.00001mg/Ｌ以下		かび臭物質	1ヶ月に1回以上（藻の発生時期のみ）	給水栓	不可		△	3	法的義務(藻の発生時期)				○	○		○	○		○			○		
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/Ｌ以下							△	3	法的義務(藻の発生時期)				○	○		○	○		○			○		
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/Ｌ以下		有機物質	3ヶ月に1回以上	注1のとおり	注3のとおり		○	4	法的義務(省略条件外)			○		○			○			○			○		
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/Ｌ以下	※						○							○			○			○			○		
46	有機物（全有機炭素量） ※2	3.0mg/Ｌ以下	※		1ヶ月に1回以上	給水栓	注2のとおり	不可		12	法的義務	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
47	ｐＨ値	5.8以上8.6以下		基礎的性状						12	法的義務	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
48	味	異常でないこと								12	法的義務	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
49	臭気	異常でないこと								12	法的義務	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
50	色度	5度以下								12	法的義務	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
51	濁度	2度以下								12	法的義務	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
												計9項目	計22項目	計4項目	計2項目	51項目	9項目	11項目	51項目	11項目	9項目	51項目	9項目	9項目	51項目	9項目	9項目	

注１　送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合にあっては、給水栓のほか、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかの場所を採取の場所として選定することが出来る。（水道法施行規則第15条第1項第2号）

注２　水道により供給される水に係る当該事項について連続的に計測及び記録がなされている場合にあっては、概ね３月に１回以上とすることができる。（水道法施行規則第15条第1項第3号イ）

注３　水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去３年間において水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去３年間における当該事項についての検査の結果がすべて当該事項に係る水質基準値の５分の１以下であるときは、概ね１年に１回以上とし、過去３年間における当該事項についての検査の結果がすべて基準値の１０分の１以下であるときは、概ね３年に１回以上とすることができる。（水道法施行規則第15条第1項第3号ハ）

注４　当該事項についての過去の検査の結果が基準値の２分の１を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案してその全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、第１号及び前号の規定にかかわらず、省略することができること。（水道法施行規則第15条第1項第4号）

○　原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案

○1　同上　＋　（海水を原水とする場合を除く）

○2　同上　＋　（浄化処理にオゾン処理及び消毒に次亜塩素酸を用いる場合を除く）

△　原水並びに水源及びその周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む）を勘案

注５　当該事項についての過去の検査の結果が基準値の２分の１を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号）第1条第14号の薬品等及び同条第17号の資機材等の使用状況を勘案してその全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、第1号及び前号の規定にかかわらず、省略することができること。（水道法施行規則第15条第1項第4号）

●　原水、水源及びその周辺の状況並びに水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号）第1条第14号の薬品等及び同条第17号の資機材等の使用状況を勘案

▲　原水並びに水源及びその周辺の状況（湖沼等水が停滞し易い水域を水源とする場合は、算出するそう類の発生状況を含む）を勘案

変更項目

※1　「0.00002mg/L以下」→「0.00001mg/Ｌ以下」（2007年4月1日）

※2　「有機物（過ﾏﾝｶﾞﾝ酸ｶﾘｳﾑ消費量）10mg/L以下」→「有機物（全有機炭素量）5mg/Ｌ以下」（2005年4月1日）
「5mg/Ｌ以下」→「3mg/Ｌ以下」（2009年4月1日）

※3　「1,1-ジクロロエチレン」を削除（2009年4月1日）

※4　「シス-1,2-ジクロロエチレン」→「シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン」（2009年4月1日）

※5　「カドミウムの量に関して、0.01mg/Ｌ以下」→「カドミウムの量に関して、0.003mg/Ｌ以下」（2010年4月1日）

※6　トリクロロエチレンの基準値「0.03mg/Ｌ以下」→「0.01mg/Ｌ以下」（2011年4月1日）

※7　亜硝酸態窒素「0.04mg/L以下」（2014年4月1日）

※8　ジクロロ酢酸「0.04mg/L以下」・トリクロロ酢酸「0.2mg/L以下」→「0.03mg/L以下」に変更（2015年4月1日）

※9　六価クロム化合物「0.05mg/L以下」「0.2mg/L以下」→「0.02mg/L以下」に変更（2020年4月1日）